

ID: 312

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	観覧料等の返還承認
例規名 根拠条項	長門市香月泰男美術館条例施行規則 第6条第1項ただし書
例規番号	平成17年規則第163号

【根拠条文】

(観覧料等の返還)

第6条 既納の観覧料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

事由	返還の率
(1) 天災その他不可抗力により、観覧若しくは特別観覧又は研修室の使用ができなくなったとき。	既納観覧料等の全額
(2) 美術館の修理、改築その他美術館の管理上の理由により観覧若しくは特別観覧又は研修室の使用ができなくなったとき。	
(3) 公益上特に必要が生じたとき。	
(4) 研修室の使用の許可後、使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。	市長が定める額

2 前項の規定により観覧料等の返還を受けようとする者は、香月泰男美術館観覧料等返還申請書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年10月1日